

令和6年4月1日から 相続登記が義務化されます！

不動産の相続登記をしないまま放っておくと、相続人の調査に時間がかかったり、すぐに不動産を売ることができない等、思わぬ不利益を受けることがあります。また、相続登記の義務化がスタートすると、不動産を相続により取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。正当な理由なく違反すると過料の対象となります。相続登記を申請するには、申請書や添付書類等を用意して、管轄の法務局に提出する必要があります。

ご自身で申請書等の作成が難しい、時間がない、という方は、お近くの司法書士事務所、または、こちらにご相談ください。

静岡県司法書士会
TEL.054-289-3700

ご自身で手続きをされる方は、**法務局ホームページ**をご覧ください。インターネットをご利用されない方には、法務局窓口で資料を差し上げています。

手続きに関するご相談、お問合せは**予約制**の登記手続案内で承ります。

ご予約は、
TEL.0538-42-3545
(音声案内2番)までお願いします。

相続登記の申請義務化について、詳しくはこちらを↓



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

相続土地国庫帰属制度が始まりました。対象となる土地には要件があります。お問合せは、静岡地方法務局不動産登記部門まで。
054-254-3555



裏面も
ご覧ください

静岡地方法務局袋井支局
袋井市袋井366番地
TEL.0538-42-3545

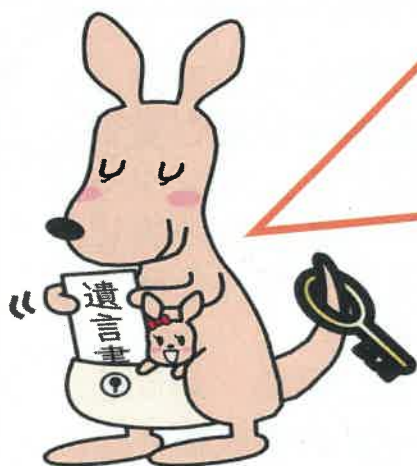
なくそう！所有者不明土地
手続はお早めに*



相続に関わる 新たな制度が始まっています

自筆証書遺言書保管制度

～きちんと伝えたい、大切な人へのメッセージ～



どんな制度? : 自筆証書遺言書を作成した本人が、法務局に遺言書の保管を申請することのできる制度です。遺言書を法務局に預けることで、遺言書の紛失・亡失、盗難・改ざん等を防止することができます。また、遺言者の希望にもとづき、将来遺言者が亡くなったときに、遺言者が指定した人に宛てて、法務局から「遺言書を保管している」旨の通知を出すことができます。(通知先として指定できるのは、3名までです。)

遺言書とは? : 誰にどの財産をどれだけ相続させたいか等を指定し、その指定に法的効力を持たせるものです。法律に沿って作成された遺言書の記載は、法定相続分のルールに優先します。ご自身の財産をご家族へ確実に託し、相続をめぐる紛争を防止するための有用な手段です。遺言書には、自筆証書遺言のほか、公証人とともに作成する公正証書遺言等もあります。

☆制度について詳しく知りたい、遺言書を法務局に預けたい方は、お近くの法務局にお問い合わせください。ご相談、お手続きは、すべて予約制となります。

ご予約等は、TEL.0538-42-3545 (音声案内3番)までお願いします。

法定相続情報証明制度

～各種相続手続に御利用いただけます～

現在、相続手続では、お亡くなりになられた方の何通もの戸除籍謄本等(以下、戸除籍謄本等といいます。)を、相続手続を取り扱う各種窓口へ何度も出し直す必要があります。

法定相続情報証明制度は、登記所(法務局)に戸除籍謄本等を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図(法定相続情報一覧図)を提出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付するという制度です(事案によっては交付できない場合があります。)

その後の相続手続は、法定相続情報一覧図の写しを利用いただくことで、戸除籍謄本等を何度も出し直す必要がなくなります。

